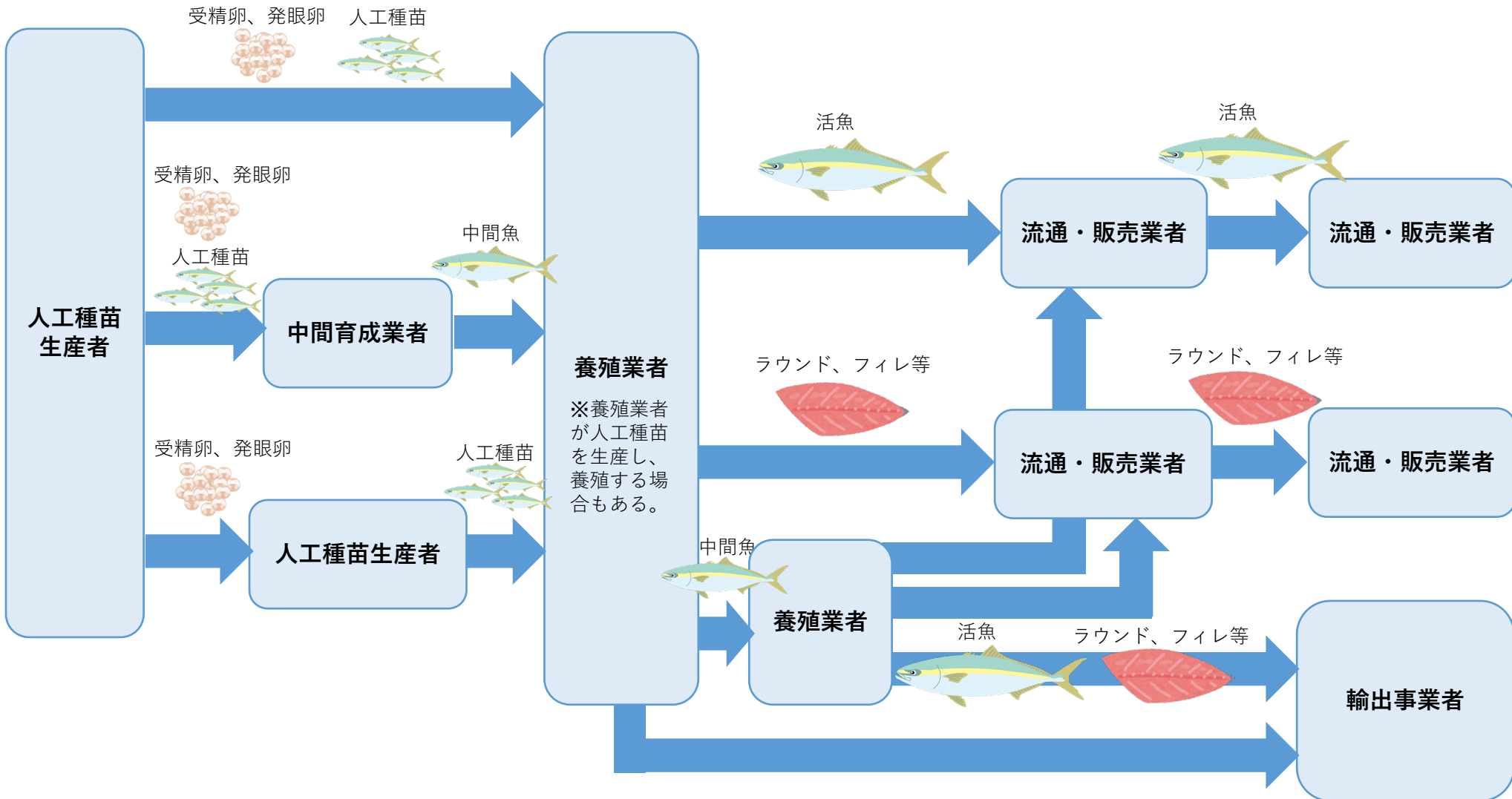


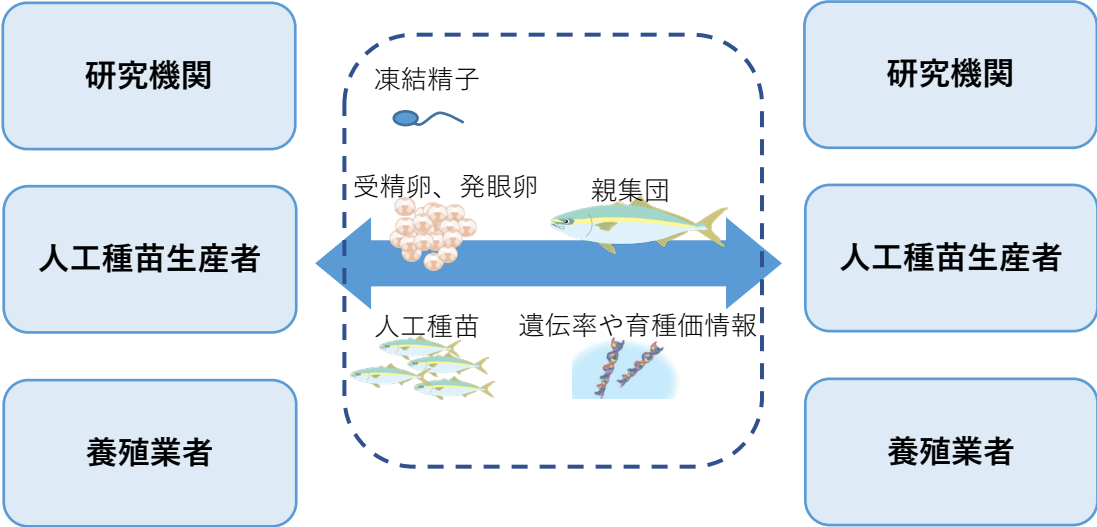
優良系統が関係する取引例

< 販売 >

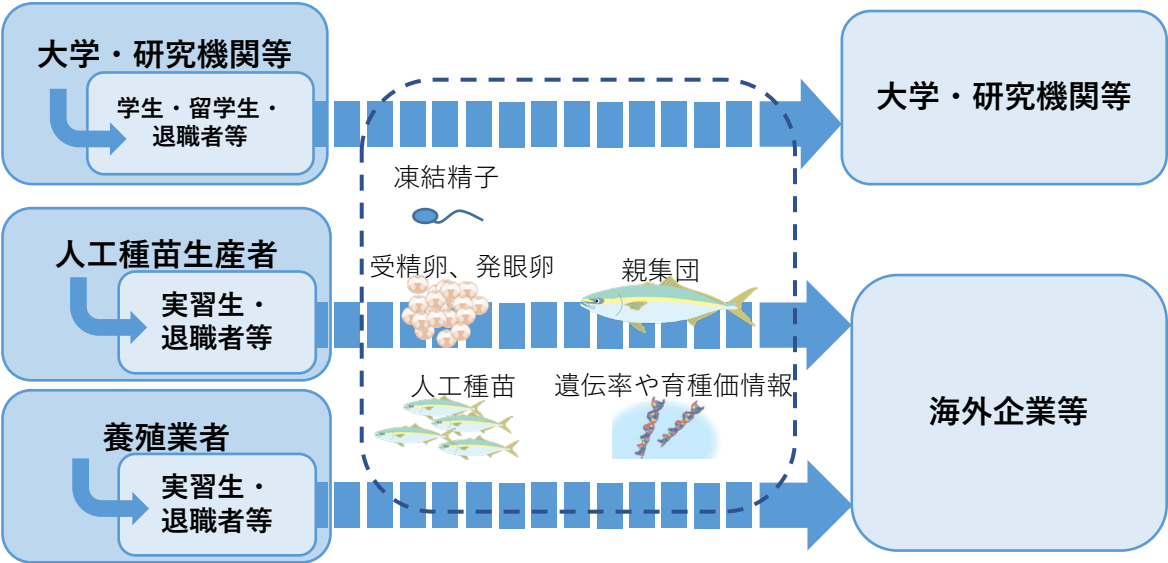


優良系統が関係する共同研究・研修等

< 共同研究 > (親集団の交換、遺伝率や育種価情報の共有等)

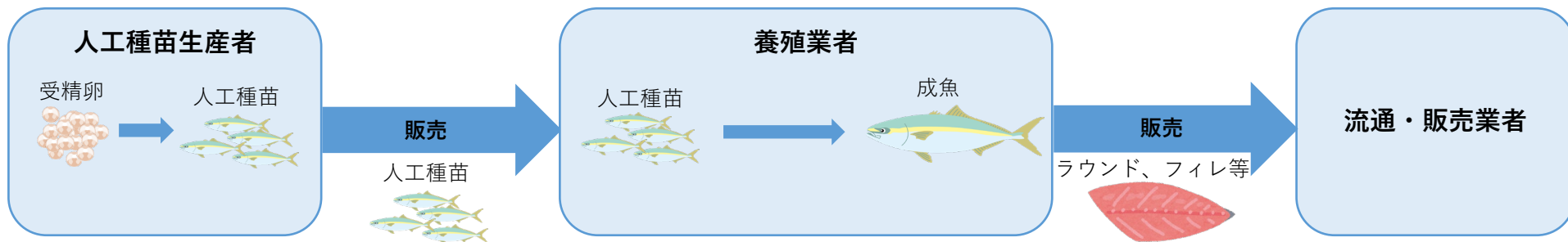


< 研修等 > (別の組織や海外から受け入れた実習生等が凍結精子や受精卵・発眼卵等を持ち出す場合)

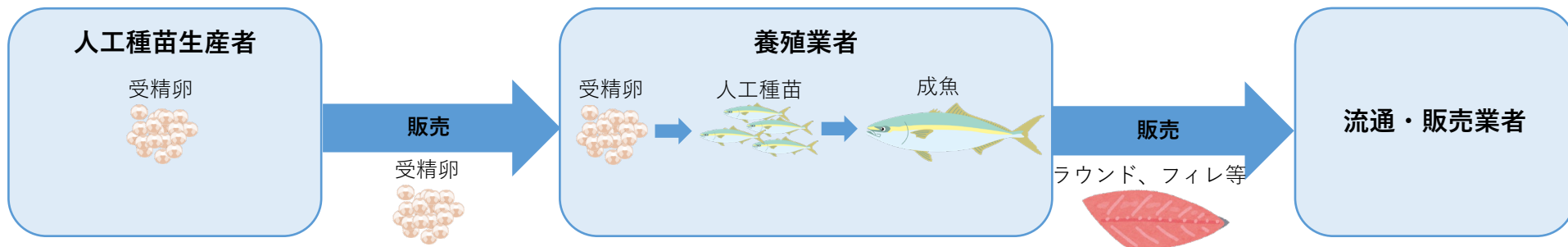


具体的な取引のイメージ

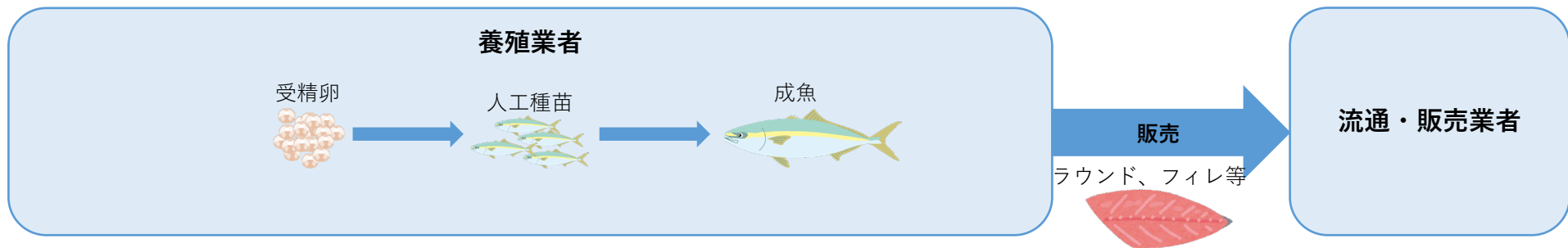
<例①>



<例②>



<例③>



【参考】家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度における規制対象行為の検討事例

事例 1 ※

外部の者が保有者の管理を害する行為によって遺伝資源を取得し、転売した事例

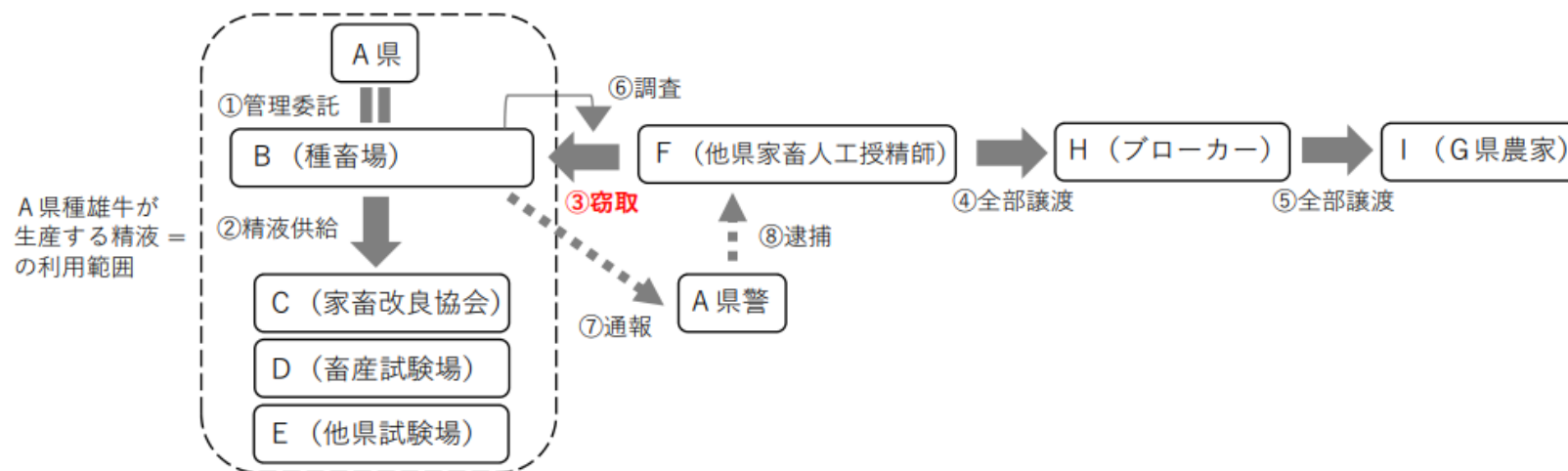
【前提】

A県は、凍結精液等の取扱要領を制定し、その所有する種雄牛を種畜場(B)に管理委託。Bは、生産した精液をA県家畜改良協会(C)のほか、A県畜産試験場(D)や、他県の試験場(E)などへ改良素材として供給。また、Bが生産した精液は、Cと譲渡契約を締結したA県内の家畜人工授精師に限定して提供。取扱要領では、A県のブランドが毀損しないよう、Bの生産する精液のA県内での利用、違反者に対する精液の供給停止や違約金等を規定。

【事例概要】

Bは、精液の保存容器を南京錠付きの箱に入れ施錠・保管し、部屋自体も施錠して管理。ある日、用務でBを訪れた他県の家畜人工授精師(F)が、Bの従業員の立ち会いの下、精液の保存容器を保管する部屋に入った際に、隙を見て、精液入りストロー100本(200万円相当)を窃取(精液は魔法瓶程度の大きさの容器に収められており、持ち運びが可能な大きさであった。)。数日後、Bの従業員が在庫管理を行った際に盗難が発覚。Bは、譲渡譲受記録簿や直近の訪問記録等を照合して事実を確認。A県警に被害届を提出し、Fが逮捕。

Fが逮捕された時点で、Fは既に全てのストローをG県ブローカー(H)に譲渡。Hも取得した全てのストローをG県農家(I)へ譲渡。精液の取得時に、こうしたFによる窃盗について、Hは知っていたが、Iは知らなかった。



出所：「家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度の検討について」
(第1回和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 資料)

【参考】家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度における規制対象行為の検討事例

事例 2

契約等により正当取得した者が不正の利益を得る目的で他者に転売した事例

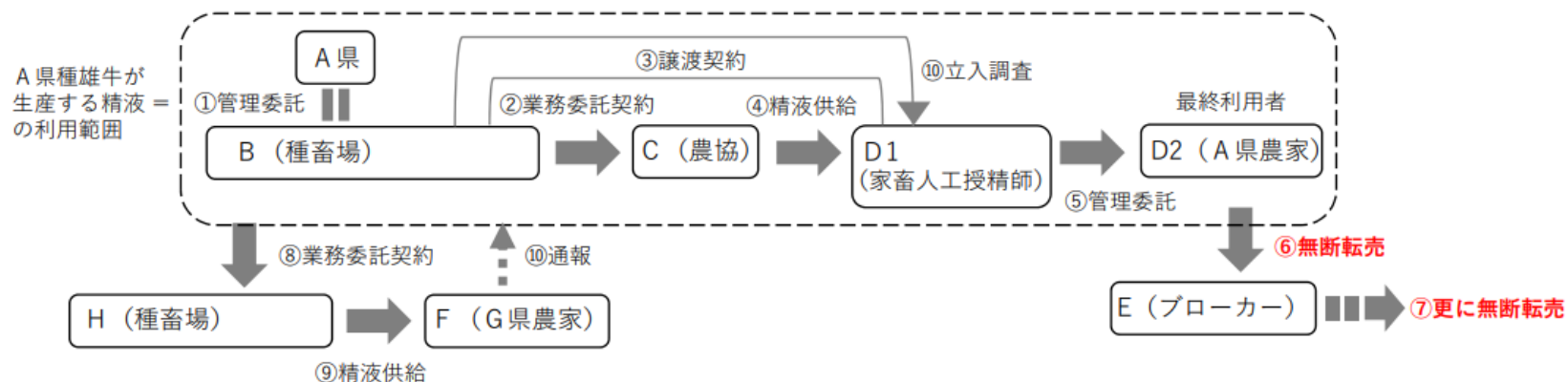
【前提】

A県は、その所有する種雄牛の飼育管理を種畜場(B)に委託。Bは、種雄牛から生産された精液をA県実施要領に基づき供給。実施要領では、A県のブランドが毀損しないよう、①Bが業務委託契約を締結した農協等(C)を介して、Bと譲渡契約を締結したA県内の家畜人工授精師及び農家(D)に限定して精液を供給すること、②Dが他者に再譲渡する場合は、Bが認めた範囲に限定すること、③違反者に対する精液の供給停止や違約金等を規定。また、Bは、業務委託契約を締結する種畜場(H)を介して、県内用と価格差を設けて県外にも販売。

【事例概要】

家畜人工授精師(D1)は、Cを介してBが生産した精液の供給を受け、家畜人工授精を実施。顧客の一人であるA県内農家(D2)の農場に、注入予定の精液約300本を置いておいた。ある時、D2は、G県のブローカー(E)から精液の転売を依頼され、農場内のD1の精液を無断転売し、利益を得た。さらに、Eはこの精液を他者へ転売。

一方、Hを介して正規にAの精液を購入しているG県の農家(F)は、Bが生産した精液が、自分が購入した価格よりも非常に安価でG県内に流通していることを知り、Bへ通報。Bは精液の証明書番号等からD1を特定し、D1の事務所を立入調査。D2の存在が確認され、D2に保管状況を確認した結果、事態が発覚。



出所：「家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度の検討について」
(第1回和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 資料)

【参考】家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度における規制対象行為の検討事例

事例 3

遺伝資源が不正な行為により取得されたことを知って取得した者が転売した事例

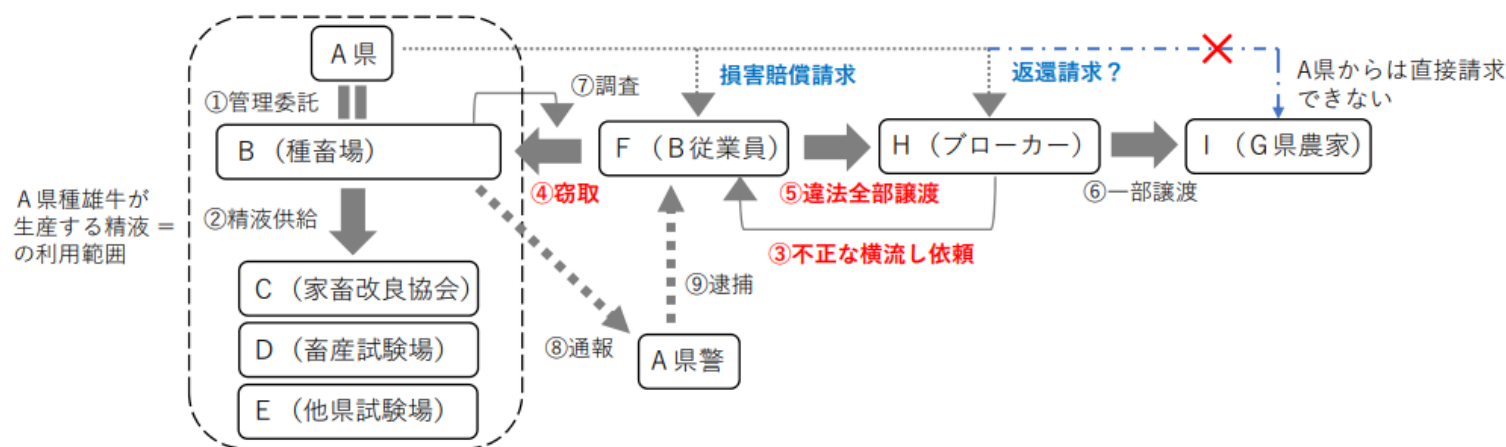
【前提】（事例 1 と同様）

A 県は、凍結精液等の取扱要領を制定し、その所有する種雄牛を種畜場(B)に管理委託。Bは、生産した精液を A 県家畜改良協会(C)のほか、A 県畜産試験場(D)や、他県の試験場(E)などへ改良素材として供給。また、Bが生産した精液は、Cと譲渡契約を締結した A 県内の家畜人工授精師に限定して提供。取扱要領では、A 県のブランドが毀損しないよう、Bの生産する精液の A 県内での利用、違反者に対する精液の供給停止や違約金等を規定。

【事例概要】

Bは、精液の保存容器を南京錠付きの箱に入れ施錠・保管し、部屋自体も施錠して管理。ある日、精液の保存容器を保管する部屋に出入りする権限が与えられているBの従業員(F)が、G 県のプロローカー(H)から、高額で条件で精液の不正な横流しを依頼され、精液入りストロー100本（200万円相当）を窃取。その後、他の従業員が在庫管理を行った際に盗難が発覚し、Bは、譲渡譲受記録簿にて事実を確認。Bは、A 県警に被害届を提出し、Fが逮捕。

Fが逮捕された時点で、Fは、全てのストローをHに譲渡。Hは、取得したストローのうち70本を保管し、残り30本をG 県農家(I)へ譲渡。Iはその全てを使用。A 県は、FとHに対して、譲渡された30本のストローの損害賠償請求を、未使用の70本の返還請求を検討。



出所：「家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度の検討について」
（第1回和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 資料）